

有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、衛生的で健全かつ持続可能な環境を享受する人権に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、国内避難民の人権に関する特別報告者並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者のマンデート

参照番号:AL JPN2/2025

2025年3月19日

外務大臣 岩屋 毅 閣下

我々は、人権理事会決議54/10、55/2、49/13、50/17、50/6及び51/19に基づき、有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、衛生的で健全かつ持続可能な環境を享受する人権に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、国内避難民の人権に関する特別報告者並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者としての立場で申入れを行う榮譽を有する。

これに関連し、我々は、日本政府及び東京電力による福島第一原発からの多核種除去設備 (ALPS) で浄化処理されたALPS処理水対策、そして特に、現在進行中のそのような処理水の太平洋への放出に関して我々が受領した情報について、日本政府に対し注意喚起したい。

我々は、日本政府がALPS処理水を汚染水と見なすべきではないと主張していることを認識する一方、我々が受領した情報は、処理水から全ての汚染物質を適切に除去するためのALPS処理システムの能力が十分でないことについて極めて重大な懸念を提起している。東京電力の自社データでは、ALPS処理水は、ストロンチウム90、ヨウ素129、炭素14、プルトニウム同位体等の複数の放射性核種を含んでいることが確認されているだけでなく、ALPSにより処理されていない高濃度トリチウムを含んでいる。

日本政府及び東京電力は、福島第一原発事故により生じた貯蔵汚染水の問題に対処する期限目標を2020年に設定した。事故から13年そして前述の期限目標から4年が過ぎているが、この問題は持続的な形で解決されていない。さらに、選択された解決策、すなわち海洋環境への汚染水放出は、日本国内外の影響を受ける人々の人権の享受に対する重大なリスクを伴う可能性がある。

ここ数年にわたり、特別手続マンデート・ホルダーは、福島第一原子力発電所の事故が生命に対する権利、実現可能な最高水準の健康に対する権利、意味のある参加に対する権利、十分な食糧に対する権利及び情報に対する権利を含む人権の享受に及ぼした負の結果の様々な側面に関し、数回の連絡書簡(2017年3月20日付のUA JPN 2/2017及び2017年6月8日付の回答、2018年6月28日付のAL JPN 5/2018及び2018年8月17日付の回答、2018年9月5日付けのAL JPN 6/2018及び2018年11月5日付の回答、2020年4月20日付けのAL JPN 1/2020及び2020年6月12日付の回答、2021年1月13日付けのAL JPN 1/2021及び2021年3月11日付けの回答)

を通じ、日本政府に申し入れを行ってきた。我々は、日本政府の回答に感謝する。しかしながら、福島第一原子力発電所の高濃度汚染水対策に関する深刻な懸念は依然として残っている。

受領した情報によれば：

### 汚染水対策

2023年8月24日から2024年11月4日まで、ALPS処理水の太平洋への放出が10回行われた。第11回目の海洋放出は、具体的な日程はまだ明確にされていないが、2025年2月から3月に予定されている。ALPS処理水は希釈され、貯蔵タンクから日本の約1キロ東海岸沖の海洋、に段階的に放出される。

日本政府への前回の連絡書簡(AL JPN 1/2021)で述べたとおり、受領した情報はALPS処理水が汚染されていることを示している。前述のとおり、東京電力の自社データでは、ALPS処理水は、複数の放射性核種及び高濃度トリチウムを含むことを確認している。

第1回目の海洋放出が行われる前、福島第一原子力発電所に貯蔵されている汚染水は130万メトリックトン以上に達した。しかしながら、汚染水の量は冷却水、雨水及び原子炉炉心と接触した地下水の追加により増加し続けている。海洋放出前の2023年8月23日、貯蔵タンクには135万立方メートルを超える汚染水があった。東京電力は、2024年12月19日時点で、120万立方メートル以上の汚染水が貯蔵されていると報告した。現在進行中の汚染地下水の蓄積という根本的な問題は東京電力によって解決されていない。

最新データは、毎日新たに53立方メートルの汚染水が追加されていることを示している。1年間をかけて、19,345立方メートルの高濃度汚染水が追加的に蓄積され、これは2023年8月から2024年8月までの放出水の総量、62,631立方メートルの30パーセントにあたる。今後数十年にわたり、新たに蓄積される高濃度汚染水は、数十万立方メートル増加し得る。東京電力は、この汚染水への対策についての評価をまだ提供していない。東京電力がこの大容量の汚染水の放出を完了するまでには30から40年を要すると伝えられている。入手可能な情報に照らせば、このタイムフレームは非現実的と思われる。

問題の機微さにもかかわらず、東京電力が実施した2021年放射線環境影響評価(REIA)は、いくつかの憂慮すべき不備や誤りを示している。第一に、我々は、2014年から2020年までの7年間をカバーする現在の海洋モデルとは異なり、REIA報告書は2014年から2019年までのより短期間の気象・海洋条件を分析しているとの情報を受領した。また、REIAは、通常の気象条件のみを考慮し、嵐などの例外的な気象事象の潜在的な影響を考慮していない。

さらに、REIAは、放射性核種の値は、海底の堆積物にて平衡に達するという前提に基づいている。しかしながら、海底に蓄積する確率が数千倍(セシウム137)から30万倍以上(コバルト60)であるトリチウムでない放射性核種のレベルは、連続的な水源によって時間をかけて増加し続けていく。これは、底魚

や深海底の甲殻類による摂取の増加、ひいては、食物連鎖に影響を与え、消費者を危険にさらすことにつながる。

加えて、REIAは、海洋生物に対する遺伝的損傷や人間がこれらの生物を食用としていることについて対処していない。そのため、突然変異、健康及びがんに関連するリスクの評価が欠如している。さらに、電離放射線被ばくの許容される限界は、身体が小さい子どものがんに対するより高い脆弱性を考慮せずに、一般的に標準的な成人男性に基づいて計算されている。

また、廃水の海洋放出を起因とする健康への影響が、特にがん患者や元がん患者など、福島第一原子力発電所の事故によって既に健康への影響を受けている人々にどのような影響を与えるのかについて明らかではない。事故発生時に福島県に住んでいた人々のがん罹患率は、国内平均より相当高くなっている。廃水の海洋放出の結果として健康への悪影響を被っている可能性がある福島県の住民は、適切な医療にアクセスすることに苦勞している。福島県における医療アクセスは、有資格医療従事者が福島県で働くことを躊躇しているため制約を受けており、多くの病院は閉鎖し、また、人員不足の状態である。

2023年7月に公表された国際原子力機関(IAEA)による「東京電力福島第一原発におけるALPS処理水の安全性レビューに関するIAEA包括報告書」(以下「2023年IAEA報告書」という。)は、現在東京電力により計画・評価されている廃水の段階的な海洋放出による人や環境への放射線影響は、無視できる程度であると報告した。しかしながら、IAEAのレビューは、専らIAEAの安全基準に基づいており、そのうちのいくつかは古く、海洋と人間の生活に対する亜致死や細胞レベルの損傷を判定するためのマルチオミクスやDNAの分析に関する最新の進展を把握できていない。したがって、2023年IAEA報告書は、海洋放出について正当な科学的裏付けを提供するものとして適切とは思われない。

加えて、2023年IAEA報告書は、約30年間続くことが想定されている海洋放出オペレーションの全期間を通じ、その活動が通常のオペレーションの下で行われることを仮定とした評価に基づいている。しかしながら、このタイムフレームの長さを考えると、天災や人災を含む異例の事態の発生は、無視又は看過できない。

また、日本政府と東京電力は、「合理的に達成可能な限り低く保つ」(ALARA)という原則に違反して、廃水の海洋放出に代わる現実的でより害の少ない代替案を考慮しなかったと言われている。この放射線安全の原則は、関連する社会的、経済的及び他の考慮事項を考慮しつつ、電離放射線への被ばくを実行可能な限り低く保つためにあらゆる合理的な努力をするという概念に言及している。汚染水の海洋放出より害が少ない代替案の一例は、コンクリートを作るために処理水を利用することであり、人との接触は無視できる程度であると伝えられている。これは、人間による直接的な被ばくを増やすことなく、海洋生物が汚染物質を吸収するあらゆるリスクを回避する。

*正当性評価の欠如*

さらに、2023年IAEA報告書は、正当性評価を欠いている。この評価は、所与の事業により個人や社会に期待される利益が当該事業から生ずる損害を上回るかどうかを評価する。したがって、正当性評価は、事業の社会的、環境的及び経済的影響の適切な評価を確保することが鍵となる。この場合、2023年IAEA報告書における正当性評価の欠如は、個人や社会全体にとって、処理水の海洋放出による利益が放出による負の影響を十分に上回るかどうかを決定することを困難にしている。

受領した情報によれば、正当性評価が欠如しているのは、日本政府によるIAEAへのレビュー要請が海洋環境にALPS処理水を放出するという決定後に行われたためである。2023年IAEA報告書によれば、正当性評価を実施する責任は日本政府にある。これは、問題の措置をとった主体が正当性評価を行うことになるので、その手続の公平性について重大な懸念をもたらす。評価は放射線被ばくだけでなく、処理された廃水の海洋放出に関連する社会的、経済的及び環境的要因を含むべきである。

こうした側面の中、日本の海産物に輸出制限を課すことは、地元漁師への重大な経済的影響を考えれば、慎重に考慮されるべきであった重要な要素である。彼らの多くは、いまだに避難、潜在的な放射線被ばく、事故直後に被った生計手段の深刻な途絶の影響から回復するために苦労している。2023年8月、廃水の海洋放出開始に対する反応として、中国とロシアが日本からの海産物の輸入を禁止した。その一方、韓国は、そのような措置の範囲を日本の8つの県からの海産物に限定した。その後、2023年の日本の海産物の総輸出量は、前年比17パーセント減少した。最新の進展では、ロシアと韓国が禁輸を継続している一方、2024年9月、中国は、日本とIAEAとのモニタリングに関する取決めへの中国の参加が認められること及び水の採取とモニタリングを中国自身が行うことを条件に、翌月以降に禁輸措置を段階的に解除することについて日本と合意した。

#### 司法へのアクセス

我々は、福島県、5つの他県及び東京の300名の市民が福島第一原子力発電所サイトから海洋への放射性廃水の放出を停止させることを目指し、民事訴訟を起こしたことに留意する。訴訟は福島地方裁判所に提訴され、「ALPS処理汚染水差止訴訟」と呼ばれている。海洋放出の差止めを目指している市民は、「漁民の人格権とこれらの権利の行使」を強調している。他の水産業に関連する人々や市民一般の人格権についても関係している(生存権及び汚染されていない環境で平和に暮らす権利)。他の選択肢が利用可能であり、かつ、海洋放出に着手する緊急の必要性がないにもかかわらず、海洋放出は継続している。その上、より一層の環境汚染が増えることは違法であり、環境法や環境条約に違反している。

#### 公の協議と情報へのアクセス

申し立てによると、日本政府は、日本国内外における健康や環境の問題に関する情報だけでなく、特に影響を受けるコミュニティや個人の意思決定への効果的な参加を保証するための情報への適切なア

クセスを確保する必要な措置を依然としてとれていない。前述のように正当性評価を実施しないことは、影響を受ける人々に対する海洋への廃水放出の経済的、社会的及び環境的影響の考慮を欠くことを示唆している。日本政府は、海洋への廃水放出に対する様々な反対行動を考慮するための手続を整備しなかった。これは、深刻な公共問題に関する政府の行為についての透明性と説明責任に係るプロセスにおける不透明さを示している。

我々は、これらの主張の正確性について早まった判断をしたくはないが、福島における原子力発電所事故の結果への対処について深刻な懸念を表明したい。このような重大事案から発生した複雑な問題に取り組んでいる日本政府当局の努力を認識する一方、事故後13年経っても多くの問題が解決されず、人々が依然として事故の結果の矢面に立たされていることは遺憾である。これに関連し、我々は、海洋への汚染水放出が重大な環境と人権のリスクをもたらし、人々、特に子どもたちが日本国内外においてさらなる汚染の脅威にさらされることを恐れている。

我々は、廃水の海洋放出の健康への影響を利用可能な最善の科学的根拠に基づいて評価していないという主張について懸念を提起したい。こうした状況を背景に、我々は、十分な食糧への権利の享受への脅威が日本国内の地元の人々だけの問題ではないことを強調したい。魚の回遊的な性質を考えれば、それらの汚染は、太平洋諸国の先住民を含む日本国外に住む人々へのリスクも示している。彼らは文化や伝統に従い、海産物に大きく依拠して生活している。国連食糧農業機関(FAO)の食糧安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドラインによって想起されているように、水環境の汚染と悪化は、小規模漁業コミュニティが依存している漁業資源の安全かつ持続可能な利用を妨げ、同コミュニティに深刻な脅威をもたらす。

処理された廃水の海洋への放出は、避難した人々及び放射線のリスクや代替策の欠如による経済状況の悪化にもかかわらず福島県に住み続けている人々を含む、福島第一原子力発電所事故により脆弱な状況に置かれた人々の人権の効果的な享受を脅かしている。彼らの身体的・精神的健康や生活は、廃水の海洋放出の結果、さらなる負担を被っている。

また、我々は、汚染水の処理に関する意味のある協議への地元コミュニティや市民社会組織の代表による効果的な関与や参加を依然として欠いているという申し立てを懸念している。これは、影響を受ける人々の権利やニーズを政府が適切に考慮して尊重していないことによるものである。同様に、これは、福島第一原子力発電所事故の影響を著しく受けた個人の生活の再建を妨げている。

さらに、我々は、関連する全ての範囲のステークホルダーとの情報に基づいた効果的な協議メカニズムが、海洋環境への汚染水の投棄に対する合理的かつ現実的でより害の少ない代替案の適切な考慮を確保するために重要であることを強調する。影響を受けるコミュニティの視点を考慮するプロセスを実現することは、社会全体で最高水準の福利を実現することを究極の目標として、民主主義を適切に機能させ、人権を保護し、及び促進することを保障するために不可欠である。

上記の申立ての事実及び懸念に関し、これらの申立てに関係する国際人権法文書及び基準を引用した国際人権法への参照に関する別添を参照頂きたい。

我々の注意を要するものとされる全ての事案について明確にすることが、国連人権理事会により我々に与えられた任務の下での責任であることから、下記の点についての日本政府の見解をお示し頂きたい。

1. 上記申立てについて追加情報や見解があれば提供願いたい。
2. 長期間の海洋放出を通じて発生する可能性がある例外的な気象事象の考慮を含め、利用可能な最善の科学的根拠に基づき、放射線環境影響評価がどのように行われたかについて情報を提供願いたい。
3. 海洋放出についての正当性評価が実施されたか、どのように実施されたかについての情報を提供願いたい。
4. 日本国外の太平洋諸国の先住民を含め、海洋放出の結果、追加的な負担を被る可能性がある人々を支援するためにとった措置についての情報を提供願いたい。
5. 影響を受けるコミュニティに効果的な協議の権利を保証するためにどのようなメカニズムを整備したかについて、市民社会によって表明された懸念や提示された提案を考慮した具体的な事例を含め、詳しく説明願いたい。
6. コンクリートを作るために処理水を利用して人間による接触を低く抑えるような現実的でより害の少ない代替案の採用が考慮されたか、どのように考慮されたかについて説明願いたい。
7. 避難、健康への悪影響又は生計への悪影響に関し、廃水の海洋放出によって影響を受けた人々が救済を受ける権利を確保するためにいかなる措置をとった又はとることを想定しているかについて説明願いたい。

本コミュニケーション及び日本政府から受領したいかなる回答も、60日以内にコミュニケーション報告サイトを通じて、公表する。また、その後、人権理事会に提出される通常の報告書において入手可能となる。

我々は、回答を待つ間、申し立てられている人権侵害の停止と再発防止のための必要なあらゆる暫定措置を講じること、そして調査によって申し立てが正確であると裏付けられるか、又は正確であることが示唆された場合には、申し立てられている人権侵害に責任を有する人物の説明責任を確保することを求める。

閣下に敬意を表する。